

## ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管について

平成 23 年 8 月 1 日付け消防庁・厚生労働省連名通知により、救急救命士によるビデオ硬性挿管用喉頭鏡（以下「ビデオ喉頭鏡」という。）を用いた気管挿管の適用がされたことから、本県における方向性について、県メディカルコントロール部会で検討を行った。

## ◎ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の概要

## 《根拠》

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について（平成 23 年 8 月 1 日付け消防救第 217 号、医政指発 0801 第 3 号 消防庁救急企画室長、厚生労働省医政局指導課長連名通知）により、救急救命士によるビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の適用がされる。

## 《概要》

気管挿管認定救急救命士については、追加の講習および実習を受けることにより、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を行うことができるものとする。

## 《留意事項》

ビデオ喉頭鏡は、従来の硬性喉頭鏡とは、その取扱いが異なることから、挿管人形を用いたトレーニングおよびシミュレーションを繰り返し行い、機器の取扱いに習熟するよう努めること。

## 《追加の講習内容および講習時間》

以下の講習内容を含む 7 時限（1 時限は 50 分）以上のものであること。

- ◇気道の構造とビデオ喉頭鏡の構造、特徴および他の硬性喉頭鏡との比較（1 時限）
- ◇ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の準備、気管挿管法およびビデオ喉頭鏡による気管挿管プロトコール（1 時限）
- ◇ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う危険因子、合併症予防および合併症発生時の対応（1 時限）
- ◇挿管人形を用いたトレーニング実習（1 時限）
- ◇事例提示によるシミュレーション実習（2 時間）
- ◇筆記試験・実技試験（1 時間）

## 《実習内容》

実習生一人につき気管挿管の成功症例を、原則 5 例実施させること。ただし、成功症例数は、2 ～ 5 例の範囲内で、県 MC 協議会または地域 MC 協議会が、各実習生の習熟度に応じて定めることができる。

## 《挿入の確認》

ビデオ喉頭鏡を用いる場合は、ビデオ喉頭鏡モニターにて声帯をチューブが越えるのを確認する。

## 1 ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の検討経過

メディカルコントロール部会（平成 24 年度第 1 回）・・・平成 24 年 11 月 2 日

## 2 メディカルコントロール部会の検討内容

ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管についての検討を行い、本県における今後の方向性を確認した。

### 《ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の全国の実施状況》

埼玉県で実施された調査における、平成 24 年 4 月時点の全国の実施状況。

追加講習開始時期	都道府県数	備考
平成 23 年度（実施済）	1	奈良県
平成 24 年度	12	埼玉県含む
平成 25 年度	2	
平成 26 年度（又は未定）	24	

### 《本県の気管挿管認定救急救命士の状況》

本県の平成 24 年 4 月 1 日時点における気管挿管認定救急救命士の状況。

項目	人数	消防職員に 占める割合	救命士に 占める割合
消防職員	1,566	—	—
救急救命士資格者	326	21.0%	—
気管挿管認定者	88	5.7%	27.0%

### 《ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る問題点等》

- ◇病院実習が修了しないことにより、気管挿管の認定を受けていない救急救命士が多数いるため、その養成が優先である。
- ◇ビデオ喉頭鏡による気管挿管の認定を受けるには、病院実習を受けることが要件となっており、気管挿管病院実習を受け入れる病院の負担が増大する。
- ◇ビデオ喉頭鏡は単価が 100 万円程度と高額な資機材であり、厳しい財政事情の中で導入するのは難しい。
- ◇気管挿管病院実習を受け入れる病院へ支払う実習受託料の費用負担が増大する。
- ◇気管挿管に喉頭鏡を用いることの問題点が見受けられず、ビデオ喉頭鏡の方が有効であることの根拠が乏しい。
- ◇気管挿管に用いる器具を喉頭鏡からビデオ喉頭鏡に完全にシフトするのかを国に確認する必要がある。

### 《国の意向確認》

ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に対する国の意向について、消防庁救急企画室に確認した。

#### ◎消防庁救急企画室の回答

気管挿管に用いる器具について、喉頭鏡からビデオ喉頭鏡へ完全にシフトするというような意向はない。喉頭鏡による気管挿管認定者の養成を優先しなければならない地域があることも確かである。あくまで、喉頭鏡のプラスアルファとしてビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を適用したものである。

### 《確認結果》

現時点においては、気管挿管認定救急救命士の養成を優先するものとする。

今後は、国や他都道府県の動向を踏まえて、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の適用にかかる検討を行うものとする。